国立大学法人大分大学利益相反アドバイザリーボード細則

平成２２年３月１日制定

（趣旨）

第１条　この細則は，国立大学法人大分大学利益相反マネジメント規程（平成２１年規程第５７号。以下「規程」という。）第１３条第２項の規定に基づき，アドバイザリーボードの組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（任務）

第２条　アドバイザリーボードは，利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは，規程第２条第４項に規定する利益相反に関する専門的事項の諮問に対する意見及び委員会の審査結果について異議申立てがあった場合の助言又は提言を行う。

（組織）

第３条　アドバイザリーボードは，次の各号に掲げるアドバイザーをもって組織する。

（１）　弁護士　１人

（２）　公認会計士　１人

（３）　その他弁理士，税理士，学識経験者等で委員会が必要と認めた者　若干人

２　アドバイザーは，委員会の推薦に基づき，学長が委嘱する。

（任期）

第４条　アドバイザーの任期は２年とし，再任を妨げない。

（守秘義務）

第５条　アドバイザーは，その任務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務）

第６条　アドバイザリーボードの事務は，研究推進部産学連携課において処理する。

（雑則）

第７条　この細則に定めるもののほか，アドバイザリーボードの運営に関し必要な事項は，別に定める。

附　則（平成２２年細則第３号）

この細則は，平成２２年３月１日から施行する。

附　則（平成２２年細則第１３号）

この細則は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年細則第２３号）

この細則は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和２年細則第１８号）

この細則は，令和２年４月１日から施行する。